

地域医療再生計画の策定について

国の「経済危機対策」において、都道府県が地域の医療課題の解決に向けて策定する「地域医療再生計画」に基づいて行う、医療圏単位での医療機能の強化、医師確保等の取組を支援することとされ、計画数は各都道府県 2 計画程度とされている。

本県においては、次のとおり計画を策定することとし、医療提供体制の更なる充実に取り組む。

(1) 計画に記載する事業等

- ①医療法第 30 条の 4 第 2 項第 4 号及び第 5 号に定める救急医療等確保事業等
 - * 救急医療等確保事業
救急医療、周産期医療、小児医療、へき地医療、災害医療
 - * 医療連携体制の確保事業
脳卒中をはじめとした医療施設相互の機能分担と連携体制の確保
- ②医師等医療従事者確保対策
- ③その他緊急に取り組む必要がある課題解決事業

(2) 対象圏域及び事業

- ①相対的に医療機能が脆弱で、早急な取組が必要な圏域とする。
- ②対象圏域の医療機能の向上に資するため他圏域の医療機関が実施する連携事業等も盛り込む。
- ③県全体で実施した方が効率的な事業は、全県実施分として対象圏域の計画に盛り込む。

(3) 策定計画数

2 計画程度

(4) 計画策定手順（予定）

- ①医療関係者等からの意見聴取（7月）
- ②各圏域の課題と具体的対応策の整理（8月）
- ③計画素案についての意見聴取（8月下旬～9月下旬）
- ④計画案策定、国へ提出（10月中旬）

(5) 計画期間

平成 21 年度～25 年度

（参考）国の「地域医療再生臨時特例交付金（3,100 億円）」

- ①医療機関の再編その他の地域における医療課題の解決事業
100 億円（基準額）×10 計画程度
- ②医療機関の連携強化その他の地域における医療課題の解決事業
30 億円（基準額）×70 計画程度

※実施事業：地域の実情に応じて、医療課題を解決するために必要な事業で、メニューや負担割合は示さない。